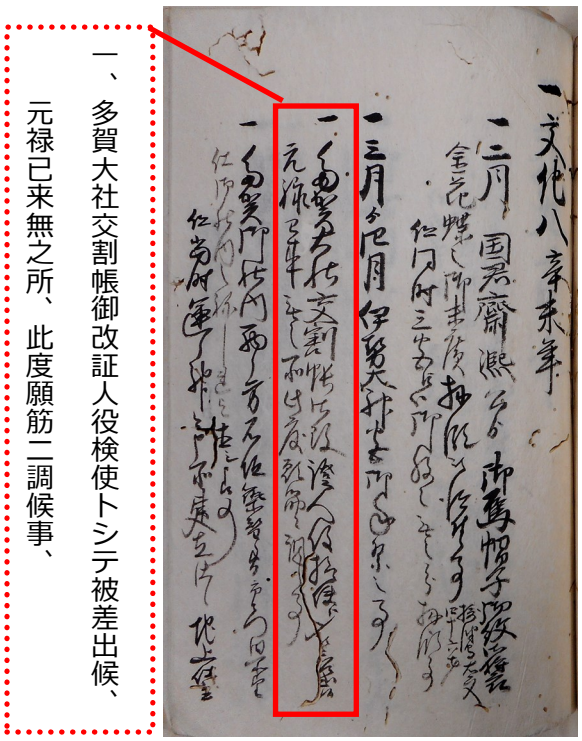

一、多賀大社交割帳御改証人役検使トシテ被差出候、元禄已来無之所、此度願筋二調候事、

高橋家年代記　文化八年（多賀社文庫1166-2）

03

記録 ③

家の歴史の整理をはじめる（２）

《家史の整理に先立って》

多賀社大宮司高橋右文による同家の歴史の整理はいつ頃始められたのでしょうか。ここでは、開始時点を考えます。

多賀社文庫には、シート2にて言及した宝現霊社に関する文書等の目録や、社記の目録をはじめ、様々な目録が含まれます。そのうち目を引くのが、右文による多賀社の什物・什書に関する目録で、以下の5件が確認できます。

- 寛政9年(1797)：多賀大神宮諸控総目録(多賀社文庫939)
- 寛政11年：御当家様御寄附書立絵図幷社記写総目録(同817)
- 文化8年(1811)：多賀大社御書物目録(同1)
- 文政7年(1824)：山口多賀大神宮御文庫書目(同2、3)
- 文政8年：山口多賀大神宮御文庫書目　文政八年正月より(同4)

大半が系図等が作成された文化10年代よりも前に作成されています。家の歴史を整理する前に、什物・什書の整理を行なっていたことが窺えます。

《校割(こうかつ)帳改を考える》

これらの目録の中でも、特に注目したいのが、系図等が作成されるすぐ前に作成された、文化8年の「多賀大社御書物目録」です。これは、代替わりに伴う手続きの一つ、校割帳改(什物調査)にあたり、藩(寺社所)に提出したものの控えと考えられるものです。

「高橋家年代記」文政8年の項には、この目録が受理されたことが記載されています(上写真)。経緯は「校割帳御改一件」(多賀社文庫844)に詳しいので、そちらも参照しつつまとめると、この手続きは本来宮司の代替わり時に行なうものでしたが、多賀社では元禄9年(1696)に行なって以来、実施していませんでした。それを、文化4年に願い出、紆余曲折を経て同8年

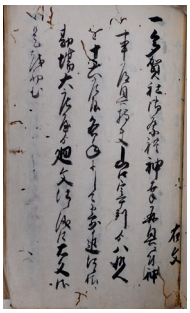

高橋家代々興廃大略
右文
(多賀社文庫1165)

高橋家の歴代記から、右文の章です。

同家に系図が備わっていなかったのを右文が整えたことや、右文段階で文書が多く紛失していたのを「妙計をもって」補填したと書かれています。右文自身も自らの事績として重視していたようです。

に受理されたもので、その後の多賀社の校割帳改の基本となるものでした。

年代記にわざわざ断絶の記録とともに手続きの完了を書くところに、校割帳改に対する右文の思い入れの強さが窺えますが、そもそもこの調査は4年もかかるようなものだったかというと、そうではありません。

校割帳改は、手続きとしては、宮司に任命された後、90日以内に所管の代官所・奉行所に願い出て行なうもので、一旦願い出てしまえば、1年程度で済むものだったようです。現に右文の次の代の右武の時は、担当者の交代を挟んでも1年半で完了しています。

《記録の混乱と立て直し》

右文の校割帳改に4年もの時間を要した理由として、ひとつはこの時期の蔵書の急激な増加があるのですが、より深刻かつ切実だったのが記録の断絶・混乱のようです。

右上の写真は、寛政9年の目録の原表紙です。標題の横に、「但左近、内匠、勘解由、摂津守四代之分」とあります。左近に代替わりした元禄の校割帳改の後、什物の整理が行なわれなかった、もしくはその記録が残っていなかったために、このような記述になったのでしょう。

しかし、実際には内匠の時に「防長寺社由来」に係る調査が行なわれ、その時に多賀社から提出されたものの写が県庁別置旧藩記録の中に見られます(右下写真)。校割帳改という形ではありませんし、伝来文書を書写して提出する等、体裁に違いはありますが、調査対象に大きな差はありません。それが、一定の基準のもとに提出する必要があった文化8年の校割帳改はともかく、作成にあたって特段の制約がない寛政9年、11年の目録において言及されていないということは、右文がその存在を認識していなかったと考えられます。

寛政期には、萩藩で主だった社寺の宝物調査が行なわれ(寛政3～5年、「防長両国神社仏閣宝物書出控」〈毛利家文庫12社寺119〉)、多賀社にも藩主の宝物御覧がありました(寛政2年、「高橋家年代記」)。その際、多賀社に藩へ提出したものの控や原文書がなかった、もしくはそれらの情報が伝わっていなかったとすると、宝現霊社の件も含め、対応にも骨が折れたことでしょう。

右文はまず、寛政期の諸々を経て(シート2)、什物や記録、系図の整理に取り掛かったのでしょう(系図についてはこの段階で原型が作られた可能性もあります)。それが一定の完結をみたのが文化8年の校割帳改でした。什物や記録・文書、蔵書の整理は家の歴史の素材集めと一体の作業といえるもので、それが終わって初めて、右文は家の歴史の整理に着手できたのです。

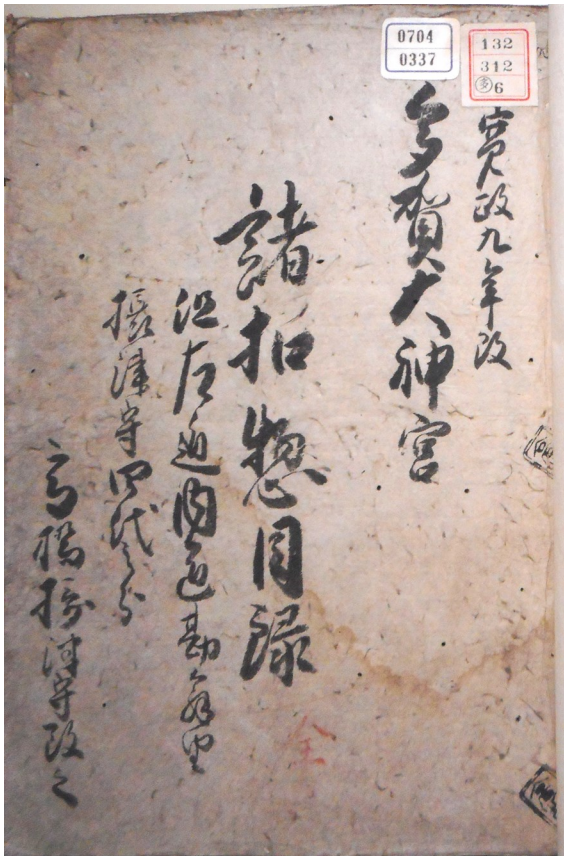

「諸控惣目録」(多賀社文庫793)

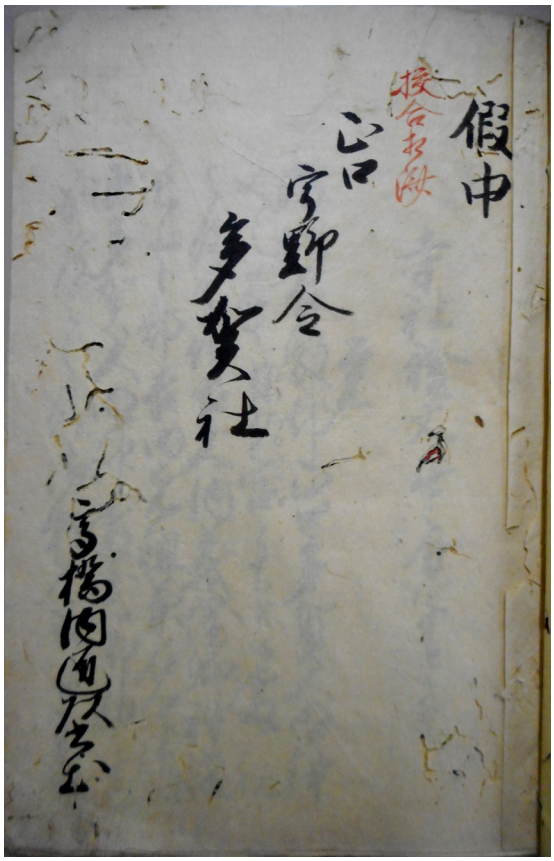

「多賀社高橋内匠頭書出」(県庁旧藩932)